入札参加業者各位

契約検査課長

コンサルタント業務にかかる契約保証金の取り扱いについて (お知らせ)

これまで市が発注するコンサルタント業務については、契約保証金を免除扱いとしてきましたが、平成29年12月より以下のとおり、契約保証金を求めることとします。 併せて、前払い金制度についても導入しますのでお知らせします。

記

1 概要

- (1) 対象金額 税込設計額 50 万円以上
- (2)契約保証率 契約金額の1割
- (3)前払金 契約金額の3割以内

(ただし、災害救助法適用期間においては4割以内)

(4) 適用月日 平成 29 年 12 月 1 日以降の公告又は指名通知したものから適用する

2 契約保証金等の種類及び手続方法

了人为以此五·() [五次人) [7] [2]	
種類	手続き方法
(1)契約保証金の納	①市が発行する納付書により、金融機関等に現金で納付してく
付 (現金納付)	ださい。
	②納付後、請負契約書とともに納付書の写しを市へ提出してく
	ださい。
	(業務合格後、「契約保証金等納付明細書」を提出してくださ
	い。後日、口座に返還します。)
(2)銀行等の金融機	①銀行等の金融機関に、契約保証金額に対する保証書を発行し
関の保証	てもらいます。
	②保証書(正本)を、請負契約書とともに市へ提出してくださ
	٧١ _°
	(業務合格後、「契約保証金等納付明細書」を持参してください。
	その場で、「契約保証金等納付明細書」と引き換えに保証書を
	お返しします。)
(3)保証事業会社(東	①保証事業会社に、契約保証金額に対する保証証書を発行して
日本建設業保証株式	もらいます。

会社等)の保証 ②保証証書(正本)1部を、請負契約書とともに市へ提出して ※前払金保証とセッ ください。 トでなければ契約で ※前払金の保証証書は、契約締結後、業務担当課へ提出してく きないため、前払金 ださい。 請求予定の場合に限 られます。 (4) 損害保険会社と ①損害保険会社と、市を被保険者とする履行保証保険契約を締 の履行保証保険契約 結してください。 の締結 ②保険証券(正本)を、請負契約書とともに市へ提出してくだ さい。

担当 契約検査課契約係

連絡先 0197-72-8262 · 8263 (直通)